

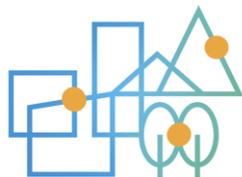


「地域脱炭素の推進のための交付金」

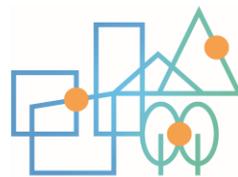
～地域脱炭素移行・再エネ推進交付金・特定地域脱炭素移行加速化交付金～

2022年12月26・27日

大臣官房地域脱炭素事業推進課



脱炭素先行地域



Decarbonization
Leading Area

地域脱炭素の推進のための交付金

(地域脱炭素移行・再エネ推進交付金、特定地域脱炭素移行加速化交付金)



【令和5年度予算(案) 35,000百万円(20,000百万円)】
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

環境省

意欲的な脱炭素の取組を行う地方公共団体等に対して、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」等により支援します。

1. 事業目的

「地域脱炭素ロードマップ」(令和3年6月9日第3回国・地方脱炭素実現会議決定)、地球温暖化対策計画(令和3年10月22日閣議決定)及びGX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)等に基づき、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む地方公共団体等に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援する。これにより、地球温暖化対策推進法と一体となって、少なくとも100か所の「脱炭素先行地域」で、脱炭素に向かう地域特性等に応じた先行的な取組を実施するとともに、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、国・地方連携の下、地域での脱炭素化の取組を推進する。

2. 事業内容

足元のエネルギー価格高騰への対策の必要性も踏まえつつ、民間と共同して取り組む地方公共団体を支援することで、地域全体で再エネ・省エネ・蓄エネといった脱炭素製品・技術の新たな需要創出・投資拡大を行い、地域・くらし分野の脱炭素化を推進する。

(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

① 脱炭素先行地域づくり事業への支援

2050年カーボンニュートラルを20年前倒しで実現を目指す脱炭素先行地域に選定された地方公共団体に対して、再エネ等設備の導入に加え、基盤インフラ設備や省CO2等設備の導入、これらと一体となってその効果を高めるために実施するソフト事業等を支援する。※他の補助事業の優先採択等により、関係省庁と連携して支援する。

② 重点対策加速化事業への支援

再エネ発電設備を一定以上導入する地方公共団体に対して、地域共生再エネ等の導入や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策の複合実施等を支援する。

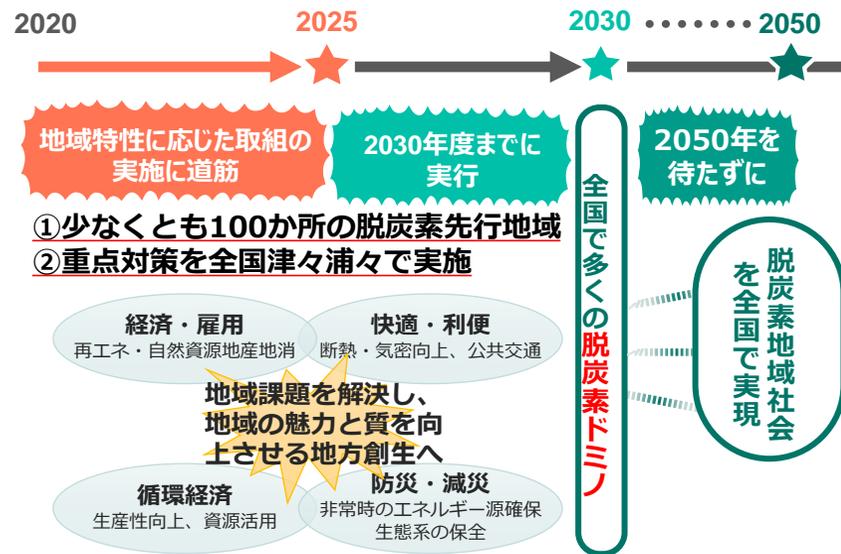
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金(自営線マイクログリッド事業交付金)

脱炭素先行地域のうち、官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域(特定地域)における、排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術の導入を支援する。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金 [交付率: (1) ①、(2) 原則 2/3 ※
(1) ② 2/3~1/3 等]
- 交付対象 地方公共団体等 ※財政力指数が全国平均(0.51)以下の地方公共団体は一部 3/4
- 実施期間 令和4年度~令和12年度

4. 事業イメージ



<参考: 交付スキーム>



お問合せ先: 環境省大臣官房地域脱炭素推進審議官グループ地域脱炭素事業推進課 電話: 03-5521-8233

地域脱炭素の推進のための交付金 事業内容

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金			特定地域脱炭素移行 加速化交付金
事業区分	脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	
交付要件	○脱炭素先行地域に選定されていること (一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)	○再エネ発電設備を一定以上導入すること (都道府県・指定都市・中核市・施行時特例市： 1MW以上、その他の市町村：0.5MW以上)	○脱炭素先行地域に選定されていること
対象事業	<p>(1) CO2排出削減に向けた設備導入事業 (①は必須)</p> <p>①再エネ設備整備 (自家消費型、地域共生・地域裨益型) 地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ設備の導入 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) ・再エネ発電設備：太陽光、風力、中小水力、バイオマス 等 ・再エネ熱利用設備/未利用熱利用設備：地中熱、温泉熱 等</p> <p>②基盤インフラ整備 地域再エネ導入・利用最大化のための基盤インフラ設備の導入 ・自営線、熱導管 ・蓄電池、充放電設備 ・再エネ由来水素関連設備 ・エネマネシステム 等</p> <p>③省CO2等設備整備 地域再エネ導入・利用最大化のための省CO2等設備の導入 ・ZEB・ZEH、断熱改修 ・ゼロカーボンドライブ (電動車、充放電設備等) ・その他省CO2設備 (高効率換気・空調、コジェネ等)</p> <p>(2) 効果促進事業 (1) 「CO2排出削減に向けた設備導入事業」と一体となつて設備導入の効果を一層高めるソフト事業 等</p>	<p>①～⑤のうち2つ以上を実施 (①又は②は必須)</p> <p>①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (公共施設への太陽光発電設備導入はPPA等に限る) (例：住宅の屋根等に自家消費型太陽光発電設備を設置する事業)</p> <p>②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)</p> <p>③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の業務ビル等において省エネ設備を大規模に導入する事業)</p> <p>④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)</p> <p>⑤ゼロカーボン・ドライブ ※2 (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業) ※2 再エネとセットでEV等を導入する場合に限る</p> <p>〔①⑤は国の目標を上回る導入量、④は国の基準を上回る要件とする事業の場合、それぞれ単独実施を可とする。〕</p>	<p>民間裨益型自営線マイクログリッド事業 官民連携により民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域 (特定地域) において、自営線に接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術 (再エネ・省エネ・蓄エネ) 等の導入を支援する。</p>
交付率	原則 2 / 3 ※1 ① (太陽光発電設備除く) 及び②について、財力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は3/4。②③の一部は定額	2 / 3 ~ 1 / 3、定額	原則 2 / 3 ※1
事業期間	おおむね5年程度		
備考	○複数年度にわたる交付金事業計画の策定・提出が必要 (計画に位置づけた事業は年度間調整及び事業間調整が可能) ○各種設備整備・導入に係る調査・設計等や設備設置に伴う付帯設備等は対象に含む		



令和5年度予算案「地域脱炭素の推進のための交付金」

- 本内容は令和5年度予算案の成立を前提としています。国会における審議や今後の交付要綱等の改正過程において、一部変更が生じうることをあらかじめご承知おきください。

	令和4年度 当初	令和4年度 第2次補正	令和5年度 当初（案）
地域脱炭素の推進のための交付金 ※包括的名称として今回命名	(200億円)	(50億円)	350億円
(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 ※R4創設			
①脱炭素先行地域づくり事業への支援	200億円	50億円	320億円
②重点対策加速化事業への支援			
(2) 特定地域脱炭素移行加速化交付金【GX枠】 (通称：自営線マイクログリッド事業交付金)	—	—	30億円

令和4年度当初予算の倍増となる
400億円を確保

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金

2030年度目標及び2050年カーボンニュートラルに向けて、民間と共同して意欲的に脱炭素に取り組む**地方公共団体等**に対して、地域の脱炭素トランジションへの投資として本交付金を交付し、**概ね5年程度にわたり継続的かつ包括的に支援**する。

【令和5年度予算（案） 32,000百万円（令和4年度 20,000百万円）】
【令和4年度第2次補正予算額 5,000百万円】

脱炭素先行地域づくり事業

重点対策加速化事業

交付対象

脱炭素先行地域づくりに取り組む地方公共団体
(一定の地域で民生部門の電力消費に伴うCO2排出実質ゼロ達成等)

自家消費型の太陽光発電など重点対策を加速的にかつ複合実施する地方公共団体

交付率

原則 2 / 3 ※財政力指数が全国平均 (0.51) 以下の地方公共団体は、一部の設備の交付率を 3 / 4

2 / 3 ~ 1 / 3、定額

上限額

50億円/計画

都道府県：20億円、市区町村：15億円

※特定地域脱炭素移行加速化交付金を活用する場合の両交付金合計の上限額：
50億円 + (特定地域脱炭素移行加速化交付金の交付額の 1 / 2 (上限10億円))

※市区町村は、温対法に基づく促進区域における再エネ設備整備に5億円追加あり

支援内容

再エネ設備、基盤インフラ設備、省CO2等設備等

・地域の再エネポテンシャルを最大限活かした再エネ等設備の導入
(再エネ発電設備、再エネ熱・未利用熱利用設備等)

・地域再エネ等の利用の最大化のための基盤インフラ設備の導入
(蓄エネ設備、自営線、再エネ由来水素関連設備、エネマネシステム等)

・地域再エネ等の利用の最大化のための省CO2等設備の導入
(ZEB・ZEH、断熱改修、ゼロカーボンドライブ、その他各種省CO2設備等)

重点対策の組み合わせ等

- ・自家消費型の太陽光発電
- ・地域共生・地域裨益型再エネの立地
- ・業務ビル等の徹底省エネ・ZEB化誘導
- ・住宅・建築物の省エネ性能等の向上
- ・ゼロカーボン・ドライブ



- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金については、令和4年度第2次補正予算から、地方公共団体の公共施設への支援を見直し、太陽光発電設備導入はPPA等に限ることとするなど、交付要綱等の改正を予定。詳しくは今後改定する交付要綱等をご確認ください。
- 既に脱炭素先行地域に選定された地方公共団体や、重点対策加速化事業を実施中の地方公共団体については、経過措置を設け、(1) (2)の変更点が適用されない方向で調整する予定です。

令和4年度第2次補正予算・令和5年度当初予算（案）における変更点

(1) 公共施設への支援の見直し

地方公共団体の公共施設への太陽光発電設備設置については、住宅や民間施設等への事業の横展開に繋げることが重要であることから、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金では、公共施設への太陽光発電設備導入については原則PPAやリース等の契約方式によることとする。

(2) 民間事業者等が事業実施主体となる事業の必須化

取組の成果をしっかりと地域に裨益させ、特に、地元の民間事業者等とは積極的に連携し、事業を実施することが重要であることから、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金では、民間事業者等の取り込みを推進するための対応を行う。

(3) その他

これまでの地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の運用状況等を踏まえ、一部の様式などを見直し予定

変更点（1）公共施設への支援の見直し

- 地方公共団体の公共施設への太陽光発電設備設置については、住宅や民間施設等への事業の横展開に繋げることが重要であることから、地域脱炭素移行・再エネ推進交付金では、公共施設への太陽光発電設備導入については原則PPAやリース等の契約方式などによることとする予定です。
- 脱炭素先行地域選定結果（第2回）の総評においても、先行地域の取組をより深化させる観点から、公共施設への太陽光発電の設置については、PPA等民間事業者を活用して住宅や民間施設等への事業の横展開が見込まれる導入方式に限定する方向で検討するよう提言が出されています。

脱炭素先行地域づくり事業	重点対策加速化事業	（参考）地域レジリエンス事業
<p align="center">地方公共団体の公共施設への太陽光発電設備導入は次の場合に限定する</p>		<p align="center">太陽光発電設備導入は対象を限定</p>
<p>（支援対象）</p> <p>① PPAやリースなど民間事業者を活用した導入方式を採用する場合であって、当該民間事業者による将来的な事業の横展開が見込まれている場合</p>	<p>（支援対象）</p> <p>① PPAやリースなど民間事業者を活用した導入方式を採用する場合であって、当該民間事業者による将来的な事業の横展開が見込まれている場合</p> <p>② 「2030年度に太陽光発電設備を設置可能な建築物の5割以上に導入」という政府目標よりも野心的なペースで計画的に導入することが予定されている場合</p>	<p>（支援対象）</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県・指定都市以外は従前の通り。 都道府県・指定都市は、PPAやリースなど民間事業者を活用した導入方式を採用する場合であって、当該民間事業者による将来的な事業の横展開が見込まれている場合に限定

※この他、例外措置として継続事業等に対する経過措置を設ける

変更点（１）公共施設への支援の見直し 支援対象①

- PPAやリースなど民間事業者を活用した導入方式を採用する場合であって、当該民間事業者による将来的な事業の横展開が見込まれている場合については、公共施設への太陽光発電設備導入を交付対象とする予定です。重点対策加速化事業では、将来的な事業の横展開を事業計画において記載をしていただくこととします。
- なお、PPAやリースなど民間事業者については、地元事業者の活用を推奨しています。

公共施設にPPA方式で太陽光発電設備を導入する場合のイメージ



地元事業者の活用を推奨する規定（現行の実施要領別紙 2 重点対策加速化事業の抜粋）

（２）交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

（ア）太陽光発電設備（自家消費型）

交付要件e PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

※脱炭素先行地域づくり事業も同様の規定あり

変更点（1）公共施設への支援の見直し 支援措置②

- 重点対策加速化事業については、「2030年度には設置可能な建築物の約5割以上に太陽光発電設備を設置」という政府実行計画を上回り、交付金の交付期間である概ね5年程度以内に設置可能な建築物5割以上を達成するという野心的なペース（※）で太陽光発電設備を計画的に設置することが予定されている場合は、PPA等民間事業者を活用する場合に限らず、本交付金の対象とします。（※野心的なペースでの太陽光発電設備設置は、本交付金によるものに限らない。）
- なお、「設置可能な建築物」については、専門業者等と相談・現地調査を行い精査することのほか、簡易的な判定（温対法施行状況調査で活用されているものと同じ）において判定レベルが全て『○』となったものとしても構いません。（単位は「棟」、「kW」、「m²」など統一を図ること）

＜対象建築物＞

- 地方公共団体実行計画（事務事業編）の対象施設のうち代表的な施設であって、当該自治体が保有する主要建築物
- 次の施設分類表は対象として網羅すること（詳細は次ページ）

施設分類表

市民文化系施設	医療施設
社会教育系施設	行政施設
社会体育施設	消防施設
幼稚園施設	警察施設
小中学校施設	公営住宅
特別支援学校施設	廃棄物処理施設
高等学校施設	水道施設
児童福祉施設	下水道施設
社会福祉施設	

＜設置可能判定（簡易判定）＞

判定項目	選択肢	判定レベル
耐震基準	建築物が満たす耐震基準	新耐震基準 ○
		旧耐震基準（耐震工事実施済） ○
		旧耐震基準（耐震工事未実施） ×
建替え、廃止、解体に関する計画の有無		2030年度までに計画がある ×
		2030年度以降、又は時期は未定の計画がある △
		計画なし ○
建築物の屋根や屋上の空きスペース（現在使用していないスペース）、屋根形状・素材	①空きスペースの面積	20㎡未満 ×
		20㎡以上 ○
	②屋根形状、素材	陸屋根、折板屋根、傾斜屋根（金属）、スレート屋根（大波スレート除く） ○
		傾斜屋根（瓦）、曲面屋根、その他 △
建築物の立地環境	①海岸からの距離	1km未満 △
		1km以上 ○
	②平均積雪量	0cm～150cm未満 ○
		150cm～200cm未満 △
		200cm以上 ×
その他（設置できない要因）	ない ○	
	ある ×	

参考 施設分類表 (詳細)

分類	施設の定義	主な対象建築物 (追加可)
市民文化系施設	<ul style="list-style-type: none"> 主に集会を目的として貸し出される施設 (コミュニティセンター) 主に文化芸術の創造・発信の拠点、または地域住民の文化芸術活動の場として活用されている施設 (市民会館、市民ホール、市民文化センター) 	本館、別館、ホール
社会教育系施設	<ul style="list-style-type: none"> 講座の開設、講習会の開催など多様な学習機会の提供により、住民の教養の向上等を目的とした施設 (公民館、社会教育センターなど) 図書・記録等の資料の収集・保管、利用者への閲覧を目的とした施設 (図書館・図書館分館) 価値のある事物・資料・作品等の収集・保存、専門職員による研究、来訪者向けの展示を目的とした施設 (博物館、美術館、科学館、プラネタリウム、動物園、植物園、水族館、郷土資料館など) 青少年のために団体宿泊訓練又は各種の研修を行い、あわせてその施設を青少年の利用に供することを目的とした施設 (青少年教育施設) 女性又は女性教育指導者のために各種の研修又は情報提供等を行い、あわせてその施設を女性の利用に供することを目的とした施設 (女性会館、女性センター等) 	本館、別館、事務棟
社会体育施設	<ul style="list-style-type: none"> 一般の利用に供する目的で地方公共団体が設置した屋内体育施設 	延べ床面積が500㎡以上の水泳プール (屋内)、体育館、柔道場、剣道場、柔剣道場、空手・合気道場、その他の建築物
幼稚園施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に基づく公立の幼稚園 	園舎
小中学校施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に基づく公立の小中学校、義務教育学校、中等教育学校 (前期課程) 	校舎、屋内運動場、寄宿舎、その他以下の条件を満たす建築物
特別支援学校施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に基づく公立の特別支援学校 	・2階建て以上または延床200㎡超の非木造の建築物
高等学校施設	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育法に基づく公立の高等学校、中等教育学校 (後期課程) 	・3階建て以上または延床500㎡超の木造の建築物
児童福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 保育所、認定こども園 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童発達支援事業所※ 	園舎・本館・別館
社会福祉施設	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉を目的として設置された施設 (児童福祉施設を除く) 保護施設 (授産施設、救護施設)、障害福祉施設 (障害者支援施設、身体障害者福祉センター)、老人福祉施設 (介護保険施設、老人福祉センター、老人ホーム、デイサービスセンター、地域包括支援センター、老人憩いの家)、福祉事務所、福祉会館等 	本館・別館
医療施設	<ul style="list-style-type: none"> 医療法に基づく病院、診療所 	本館、別館
行政施設	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の機関 (都道府県・市区町村の首長部局・議会・教育委員会などの行政委員会・地方公営企業及び一部事務組合・広域連合) が入居する施設 	本庁舎、支所、議場
消防施設	<ul style="list-style-type: none"> 消防の用に供する施設 (消防本部、消防署、分署・出張所、消防学校) 	庁舎 (消防本部・消防署・分署・出張所)、訓練施設、車庫、校舎、体育館
警察施設	<ul style="list-style-type: none"> 警察の用に供する施設 (警察本部、分庁舎、警察署、分署、交番、機動隊、警察学校、運転免許センター) 	庁舎、校舎、体育館、武道場、車庫、学生寮
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 公営住宅法に基づく公営住宅。集会所等の共同施設を含む。 	公営住宅、共同施設
廃棄物処理施設	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設 (ごみ処理施設、し尿処理施設) 	焼却施設、堆肥化施設、破碎施設、選別施設、固形燃料化施設
水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 人の飲用に適する水及び工業の用に供する水の供給を目的として設置された施設 (取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設、配水施設) 	浄水場、配水・ポンプ場、水道管理事務所
下水道施設	<ul style="list-style-type: none"> 下水 (汚水・雨水) の排除・処理を目的として設置された施設 (排水施設、処理施設、ポンプ施設) 	下水処理施設、汚泥処理施設、下水ポンプ場、下水道管理事務所
その他施設	<ul style="list-style-type: none"> 上記の分類には含まれない建築物 	

※ 児童発達支援事業所は児童福祉施設ではないが、ここでは児童福祉施設に含める。

変更点（２）民間事業者の事業の必須化

- 民間事業者等の取り込みを推進するため、脱炭素先行地域の提案書や重点対策加速化事業の計画書の共同提案等において、民間事業者等が含まれていることを必須とします。
- 脱炭素先行地域（第3回）については民間事業者等との共同提案を必須とします。
- 重点対策加速化事業については、間接補助により民間事業者・個人が事業実施主体となる事業（公共施設へのPPA・リース等による導入事業を含む。）が少なくとも一つ含まれることを必須とする予定です。また、事業計画に民間事業者等（再エネ発電等事業者、送配電事業者、地元の民間事業者・団体、自治会、金融機関等）との連携体制の構築状況を記載する欄を設け、具体的に連携体制を記述していただきます。確実に実施されるものであれば今後の見込みを記述しても構いません。

重点対策	民間の事業実施主体の例	連携体制の構築状況の例
①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電 (例：公共施設等の屋根等に自家消費型の太陽光発電設備を設置する事業)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 個人・民間事業者 ✓ PPA事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 商工会議所・商工会と連携した太陽光発電導入補助の周知 ✓ 自治会と連携した太陽光発電導入補助の説明会開催
②地域共生・地域裨益型再エネの立地 (例：未利用地、ため池、廃棄物最終処分場等を活用し、再エネ設備を設置する事業)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 再エネ発電等事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 森林組合や畜産農家と連携したバイオマス資源の確保体制の構築
③公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導 (例：新築・改修予定の公共施設において省エネ設備を大規模に導入する事業)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビルオーナー ✓ リース・ESCO事業者 ✓ エネルギーサービス事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 地元金融機関等と連携したリース・ESCO等事業による高効率機器導入の周知 ✓ ディベロッパー等と連携したZEBの普及啓発の実施
④住宅・建築物の省エネ性能等の向上 (例：ZEH、ZEH+、既築住宅改修補助事業)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 住宅オーナー 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 技術講習なども活用し、地元工務店・ハウスメーカー・ディベロッパー等と連携したZEH・既築住宅改修の普及啓発の実施
⑤ゼロカーボン・ドライブ (例：地域住民のEV購入支援事業、EV公用車を活用したカーシェアリング事業)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ カーシェア事業者 ✓ 個人・民間事業者 ✓ リース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ カーディーラーやリース事業者と連携したEV補助の周知

変更点（3）その他

- これまでの運用状況を踏まえ、様式の一部の見直しを行います。今後の申請については、最新の様式を用いるようにしてください。
- その他の見直しについては、今後改定する交付要綱等をご確認ください。



脱炭素地域づくり支援サイト

脱炭素地域づくりに
取り組む方へ

脱炭素先行地域
くわしく見る

地域脱炭素移行・
再エネ推進交付金
くわしく見る

支援メニュー等
くわしく見る

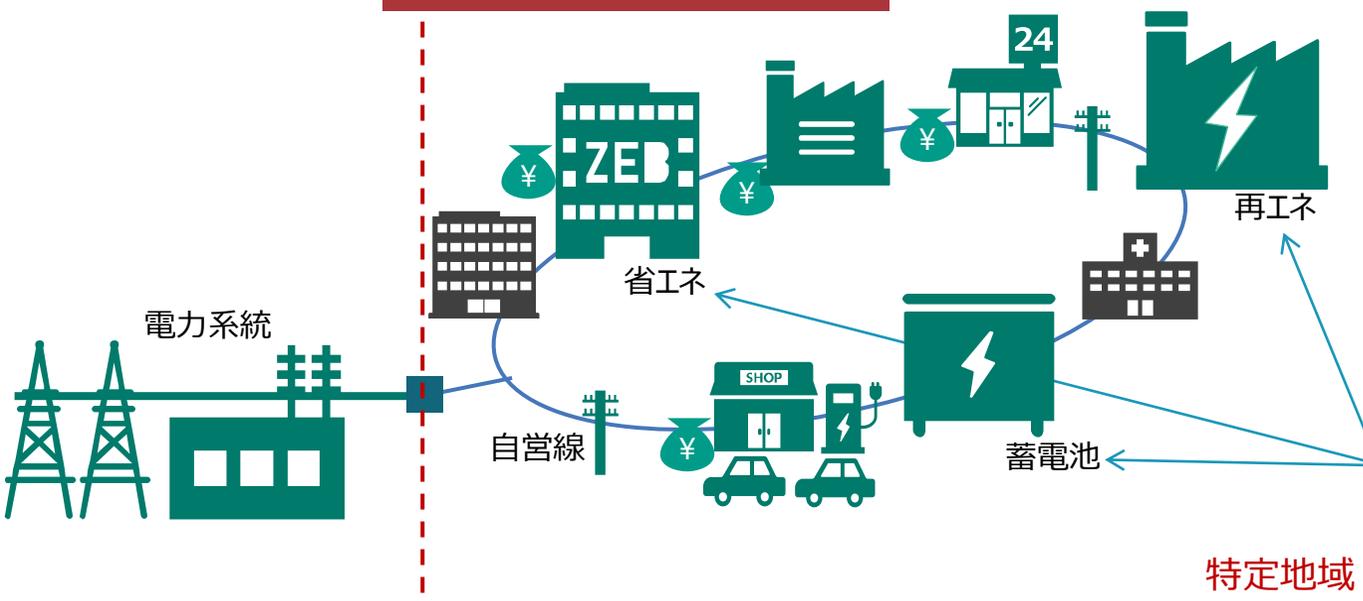
<https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/>

特定地域脱炭素移行加速化交付金（通称：自営線マイクログリッド事業交付金） 令和5年度予算案 約30億円



- **自営線マイクログリッド**とは、地方公共団体や事業者が自ら敷設する電線（自営線）に、需要設備、再エネ設備、蓄電池等を接続することにより構築される、地域の小規模な面的エネルギーネットワーク。 系統連系が困難な地域においても再エネの導入・利用が可能。
- 自営線を通じた民間事業者への再エネ供給に資する設備導入や、民間事業者による省エネ等設備投資は、地域経済の活性化をもたらすことから、新たに創設した交付金により支援。
- 第3回脱炭素先行地域募集（公募期間：令和5年2月7日～17日、選定結果公表：4月末頃）において、『重点選定モデル』の1つとして位置づけ、優先的に選定していく。

民間裨益型自営線マイクログリッド



<支援対象>

対象地域 脱炭素先行地域内において、民間事業者が裨益する自営線マイクログリッドを構築する地域（特定地域）

交付期間 概ね5年程度、最長で2030年度まで。

交付率 原則2/3（物品によっては定額）。

交付上限 50億円

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金との合計額は最大60億円（全期間総額）

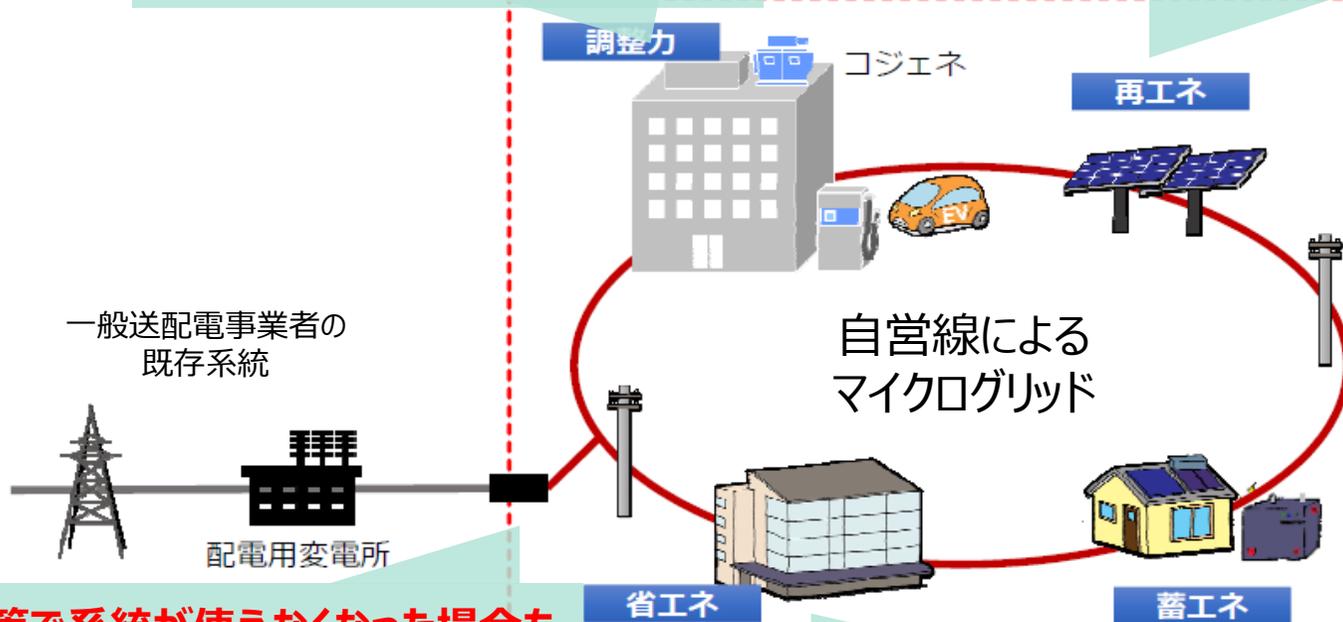
自営線によるマイクログリッドに接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等の導入を支援

【参考】自営線マイクログリッドの特徴

- **自営線マイクログリッド**とは、地方公共団体や事業者が自ら敷設する電線（自営線）に、需要設備、再エネ設備、蓄電池等を接続することにより構築される、地域の小規模な面的エネルギーネットワークである。

電力融通や需給調整などにより導入する設備等を最大限に活用

系統連系が困難な地域においても再エネの設置が可能



自営線敷設は民間のみでは投資判断が困難であり、地域の合意形成等の観点から、地方公共団体が主導的な役割を果たすことが期待される

(図の出典) パシフィックパワー資料

災害等で系統が使えなくなった場合も、再エネや蓄電池の電気を需要家に供給することができる

接続する需要家への再エネ供給等により地域経済の活性化をもたらす

■ 新たな交付金では、GX支援として、民間裨益型（＝民間事業者のメリットにつながる）自営線マイクログリッド事業を支援。

- 脱炭素先行地域のうち、新規に自営線を敷設する計画であって、自営線マイクログリッドに関する事業費に占める民間事業者に裨益する事業費の割合等が50%以上であること。
- 経済成長に寄与するため、自治体庁舎等公共施設や住宅に限定したものは除く。

■ 自営線に接続する主要な脱炭素製品・技術（再エネ・蓄エネ・省エネ）等の導入を支援することで、自営線に接続する民間事業者への再エネ供給・省エネ等により地域経済の活性化をもたらす。

脱炭素先行地域において自営線が活用されている例

再開発地区で自営線を活用して実現する脱炭素コンパクトシティモデル 名古屋市、東邦ガス

- 工場跡地の大規模再開発地区であり市の「低炭素モデル地区」となっている「みなとアクルス（商業、スポーツ施設、学習施設、集合住宅等）」において、自営線を活用しながら、太陽光・小型風力発電・カーボンニュートラルな都市ガス発電・蓄電池等を導入。
- さらに、市所有の既存太陽光発電及びごみ発電の余剰電力を供給して脱炭素化を図る。



自営線を活用したゼロカーボンベースボールパークの実現 尼崎市、阪神電気鉄道株式会社

- 市南部大物地域の小田南公園野球場、練習場等のスポーツ施設に太陽光・蓄電池を導入。
- 自営線による施設間や近隣の大物公園、大物川緑地間の電力融通を行う。
- 不足する電力をごみ発電の余剰電力を活用しゼロカーボンベースボールパークを実現。

●先行地域（小田南公園等）の整備後完成イメージ ※北から見た図



特定地域脱炭素移行加速化交付金の支援対象

支援対象は脱炭素先行地域に選定された地域において次の3つの要件を全て満たすものであること。

- ① 新規に自営線を敷設する計画であること ※事業開始時点で既に自営線の敷設が完了している場合は対象外
- ② 自営線マイクログリッドに関する事業費に占める民間事業者に裨益する事業費の割合等が50%以上であること
- ③ 自営線によるマイクログリッドに接続する温室効果ガス排出削減効果の高い主要な脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等であって、民間事業者への再エネ供給に資する設備導入や、民間事業者による省エネ等設備投資であること

②の詳細

(ア)自営線マイクログリッドに関する事業費に占める民間事業者に裨益する事業費の割合が50%以上

$$1 - \frac{\left[\begin{array}{l} \text{地方公共団体の建物や住宅に設置する省} \\ \text{エネ設備等の事業費の総額} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{事業計画に位置付けられた、自営線マイク} \\ \text{ログリッド関連の事業費の総額} \times 1 \end{array} \right]} \geq 50\%$$

※1 具体的には、自営線・付帯設備、エネルギーマネジメントシステム、自営線マイクログリッドに接続する物品・設備（排出削減に資する再エネ・省エネ・蓄エネ設備等。マイクログリッドから給電する電動車を含む。）。既存のエネ特や自主財源等による事業費を含む。）

又は

(イ)自営線マイクログリッド内のCO2排出削減量に占める民間事業者のCO2排出削減に貢献する量の割合が50%以上

$$1 - \frac{\left[\begin{array}{l} \text{地方公共団体の建物や住宅に設置する省} \\ \text{エネ設備等によるCO2排出削減量} \end{array} \right]}{\left[\begin{array}{l} \text{自営線マイクログリッドに接続する物品・設備} \\ \text{によるCO2排出削減量の総量（対策実施} \\ \text{前 - 対策後）} \times 2 \end{array} \right]} \geq 50\%$$

※2 新たに建設・設置するエネルギー消費設備等については、標準的な設備等に対するCO2排出削減量とする。

③の詳細

- ✓ 自営線マイクログリッドに接続している設備等であること
- ✓ 民間事業者に裨益する設備等であること
 - 民間事業者への再エネ供給に資する設備導入
 - 民間事業者による省エネ等設備投資
- ✓ 高度な技術であり、排出削減効果の高いものであること
 - 対象設備は交付要綱等においてリスト化の予定
 - 自営線（熱の場合は熱導管）そのものや通常の太陽光発電設備は支援の対象外（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の対象）

注意をいただきたい事項（両交付金共通）

交付金の交付期間

- 交付金の交付期間は、脱炭素先行地域づくり事業、重点対策加速化事業ともに概ね5年程度（申請年度 + 5年を上限）としております。短期の交付期間となる事業計画を検討している場合には個別にご相談ください。
 - ✓ 開始が令和5年度であれば最長令和10年度まで
 - ✓ 開始が令和6年度であれば最長令和11年度まで

交付対象外となる設備等

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の交付対象となる設備について、交付要綱等や脱炭素地域づくり支援サイトに掲載した「よくある御質問とその回答」もご確認ください。例えば交付対象とならないものの例として以下のものがあります。
 - ✓ 現時点で実証段階の技術・設備
 - ✓ 調査・設計（基本設計・詳細設計等）のみの単独の事業
 - ✓ 建物（カーポート本体を含む。）、建物の建築工事に係る基礎工事や建築物の躯体等に関する工事
 - ✓ 再エネ発電設備との接続や再エネ由来の電力供給がされない蓄電池、充放電設備等
 - ✓ 企画設計（設備の設置可否を判断する調査（FS調査やポテンシャル調査等））

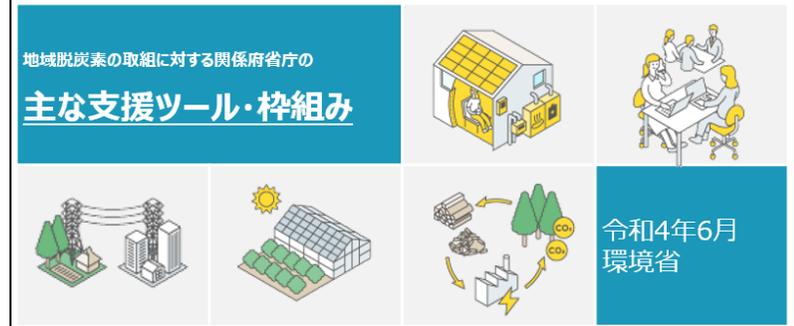
目標未達時の扱いと交付金返還

- 脱炭素先行地域については、毎年度、取組の進捗状況を環境省に報告いただくとともに、地方環境事務所が随時フォローアップするなど必要なサポートを行います。その上で、最終評価について事業計画が未達成と評価された場合、どの程度の水準まで達成されているかも踏まえて、最終年度以降の追加的な取組の実施を求めることが想定されます。取組の進捗が一定の水準に満たない場合には、脱炭素先行地域の取り消しを行うことがあり、その理由によっては交付金の返還等を求める場合があります。

脱炭素先行地域における他の交付金・補助金との連携

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金による支援も含め、**関係府省庁が連携して、「地域脱炭素の取組に対する関係府省庁の主な支援ツール・枠組み」としてとりまとめ、18事業において脱炭素先行地域に対して補助事業等の優先採択等**を行っています。
- 今後、さらに関係省庁との連携を進め、令和4年度補正・令和5年度予算版への更新を行う予定です。
- 脱炭素先行地域（第3回）募集の**重点選定モデル**である「**施策間連携**」を検討する際にも活用ください。

脱炭素先行地域づくりガイドブック 参考資料



各府省庁の支援ツール・枠組み（令和3年度補正・令和4年度当初版では1府6省ののべ139事業を掲載）

環境省（41事業）

- 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金
- 地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業
- 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 他38事業

内閣府（8事業）

- 地方創生推進交付金
- デジタル田園都市国家構想推進交付金（デジタル実装タイプ）
- デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ） 他5事業

総務省（7事業）

- ローカル10,000プロジェクト
- 分散型エネルギーインフラプロジェクト
- ふるさと融資制度
- 人材面からの地域脱炭素支援 他3事業

文部科学省（5事業）

- エコスクール・プラス
- 国立大学・高専等施設整備
- 公立学校施設の整備
- 大学の力を結集した、地域の脱炭素化加速のための基盤研究開発
- カーボンニュートラル達成に貢献する大学等コアリション

農林水産省（23事業）

- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、バイオマス地産地消対策
- みどりの食料システム戦略推進交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築
- 森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち、林業・木材産業成長産業化促進対策 他20事業

経済産業省（12事業）

- 需要家主導による太陽光発電導入促進補助金
- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金
- 地域共生型再生可能エネルギー等普及促進事業費補助金 他9事業

国土交通省（38事業）

- 都市再生整備計画事業
- 都市・地域交通戦略推進事業
- 地域交通のグリーン化に向けた次世代自動車の普及促進 他35事業

地方財政措置（5事業）

- 公共施設等適正管理推進事業債（脱炭素化事業）
- 公営企業債（脱炭素化事業）
- 地域活性化事業債
- 過疎対策事業債
- 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債

※ 下線は優遇措置（脱炭素先行地域に選定された場合に適用される措置）がある事業

地方環境事務所	メールアドレス・連絡先	管轄
北海道地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-HOKKAIDO@env.go.jp 011-299-2460	北海道
東北地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-tohoku@env.go.jp 022-207-0734	青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県
福島地方環境事務所 総務部渉外広報課	reo-fukushima@env.go.jp 024-563-5197	福島県
関東地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KANTO@env.go.jp 048-600-0157	茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・ 神奈川県・新潟県・山梨県・静岡県
中部地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUBU@env.go.jp 052-385-4248	富山県・石川県・福井県・長野県・岐阜県・愛知県・ 三重県
近畿地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-Kinki@env.go.jp 06-6881-6511	滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山 県
中国四国地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-CHUSHIKOKU@env.go.jp 086-223-1577	鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県
四国事務所 地域脱炭素創生室	CN-SHIKOKU@env.go.jp 087-811-7240	徳島県・香川県・愛媛県・高知県
九州地方環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env.go.jp 096-322-2415	福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・ 鹿児島県（奄美群島の各地方公共団体を除く）
沖縄奄美自然環境事務所 地域脱炭素創生室	CN-KYUSYU@env.go.jp 098-836-6400	鹿児島県（奄美群島の各地方公共団体） 沖縄県